

令和7年度

定期監査(後期)及び  
財政援助団体等監査  
結果報告書

笠岡市監査委員



笠監第224号

令和8年3月17日

笠岡市長 栗尾 典子 殿

笠岡市議会議長 大月 隆司 殿

笠岡市公平委員会 殿

笠岡市固定資産評価審査委員会 殿

笠岡市農業委員会 殿

笠岡市監査委員 中西 尚子

同 藤井 義明

令和7年度定期監査(後期)及び

財政援助団体等監査の結果について(報告)

笠岡市監査基準第18条第2項及び地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査(後期)を、また、同基準第18条第1項第6号及び同法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施しました。ついては、同基準第31条第1項及び同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。



## ～ 目 次 ～

### 定期監査

第1	監査の期間及び対象	-----	1
第2	監査の範囲及び方法	-----	1
第3	監査の結果	-----	1
1	危機管理監		
	危機管理課	-----	2
2	政策部		
	(1) 企画政策課	-----	2
	(2) 秘書課	-----	2
	(3) まちづくり課・市民活動支援センター・消費生活センター	-----	2
	(4) デジタル推進課	-----	2
3	総務部		
	(1) 総務課	-----	2
	(2) 人事課	-----	3
	(3) 財政課	-----	3
	(4) 税務課	-----	3
	(5) 公有財産管理課	-----	4
4	建設部		
	(1) 建設管理課，建設事業課	-----	4
	(2) 都市計画課	-----	5
	(3) 上下水道総務課，上下水道工務課	-----	5
5	産業部		
	(1) かさおか新しいしごとづくりセンター	-----	6
	(2) 農政水産課	-----	7
	(3) 商工観光課	-----	7
	(4) ふるさと寄附課	-----	7
6	公平委員会	-----	7
7	固定資産評価審査委員会	-----	7
8	農業委員会事務局	-----	7
9	総括表	-----	8

### 財政援助団体等監査

第1	監査の対象	-----	9
----	-------	-------	---

第 2	監査実施の日	9
第 3	監査の範囲及び方法	9
第 4	監査の結果	9
1	笠岡防犯連合会防犯対策活動補助金	
(1)	補助金交付の目的	9
(2)	対象財政援助団体の概要	9
(3)	交付の対象となる事務又は事業の内容	10
(4)	補助金の算定方法	10
(5)	補助金の交付状況	10
(6)	収支状況	10
(7)	検討事項	11
2	まとめ	11
<b>(参 考)</b>		
	監査における指摘と公表の基準	12

(注) 各表中の金額は、原則として表示の1桁下位を四捨五入した。このため、計数が一致しない場合がある。

なお、指摘事項や検討事項等の基準については、末尾に掲載した「監査における指摘と公表の基準」による。

# 定期監査

## 第1 監査の期間及び対象

令和8年2月2日から令和8年2月20日までの間、次のとおり実施した。

実施年月日	監査の対象
令和8年2月2日	危機管理課，税務課
令和8年2月4日	企画政策課，秘書課
令和8年2月9日	農政水産課・農業委員会事務局，商工観光課・かさおか新しいしごとづくりセンター，ふるさと寄附課
令和8年2月12日	公有財産管理課，建設管理課・建設事業課，デジタル推進課
令和8年2月13日	都市計画課，総務課・公平委員会・固定資産評価審査委員会，上下水道総務課・上下水道工務課
令和8年2月20日	人事課，財政課，まちづくり課・市民活動支援センター・消費生活センター

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は，令和7年度における市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として，監査資料の提出を求め，関係諸帳簿を確認・点検するとともに，関係職員から説明を聴取するなどにより実施した。

なお，今回は前回（令和5年度）と同様に，備品及び準公金の管理状況についても監査した。

また，前回の定期監査における指摘等の対応状況にも留意して監査した。

## 第3 監査の結果

各監査対象における予算の執行，収入及び支出に関する事務については，関係法令，条例，規則，予算等に準拠し，おおむね適正に執行されているものと認められた。

ただし，準公金管理状況については，改善を要するものが見受けられた。それぞれ必要な措置を講じ，適正で効率的な事務の執行に努められたい。

なお，軽微な事項（指示事項，注意事項，要望意見）については，本報告書の記載から省略しているが，担当課等にはその都度注意し，改善するよう指導しており，また，改めて文書で通知することとしている。

監査対象ごとの結果は，次のとおりである。

## 1 危機管理監

### 危機管理課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## 2 政策部

### (1) 企画政策課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

指摘事項等は以下のとおり。

#### ア 指摘事項

笠岡諸島交流センター使用料においては、使用料徴収後速やかに収入し、規則に従って事務処理を行うこと。

#### イ 検討事項

笠岡諸島交流センター使用料に係る事務処理について、釣銭として現金保管が必要であれば、会計管理者から現金（釣銭）の管理手続きをとること。

### (2) 秘書課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (3) まちづくり課・市民活動支援センター・消費生活センター

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (4) デジタル推進課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## 3 総務部

### (1) 総務課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## (2) 人事課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## (3) 財政課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## (4) 税務課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

指摘事項は以下のとおり。

### ア 指摘事項

固定資産税に係る滞納繰越分の収納状況について、令和7年10月末現在の収入未済額は5,404万円余で、調定額に対する収納率は12.5%となっている。

固定資産税（滞納繰越分）の収納状況  
(令和7年10月末現在)

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和6年度以前分	61,785	7,741	54,044	12.5
合 計	61,785	7,741	54,044	12.5
前回監査時の状況 (令和5年10月末)	61,733	9,177	52,556	14.9

都市計画税に係る滞納繰越分の収納状況について、令和7年10月末現在の収入未済額は611万円余で、調定額に対する収納率は12.5%となっている。

都市計画税（滞納繰越分）の収納状況  
(令和7年10月末現在)

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和6年度以前分	6,992	876	6,116	12.5
合 計	6,992	876	6,116	12.5
前回監査時の状況 (令和5年10月末)	6,992	1,039	5,953	14.9

滞納事案ごとに整理した上で収入確保を図るなど、滞納繰越分の収入未済額の縮減に努めること。

## (5) 公有財産管理課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

指摘事項は以下のとおり。

### ア 指摘事項

普通財産貸付収入に係る滞納繰越分の収納状況について、令和7年10月末現在の収入未済額は350万円余で、調定額に対する収納率は1.7%となっている。滞納繰越分の収入未済額の縮減に努めること。

普通財産貸付収入（滞納繰越分）の収納状況  
(令和7年10月末現在)

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和6年度分	283	0	283	0.0
令和5年度分	287	40	246	14.0
令和4年度分	172	19	154	10.8
令和3年度以前分	2,820	0	2,820	0.0
合 計	3,561	59	3,503	1.7
前回監査時の状況 (令和5年10月末)	3,102	154	2,948	5.0

## 4 建設部

### (1) 建設管理課，建設事業課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

指摘事項は以下のとおり。

### ア 指摘事項

土木施設使用料収入に係る滞納繰越分の収納状況について、令和7年10月末現在の収入未済額は10万円余で、調定額に対する収納率は15.7%となっている。滞納繰越分の収入未済額の縮減に努めること。

土木施設使用料（滞納繰越分）の収納状況

（令和7年10月末現在）

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和6年度分	35	9	26	24.9
令和5年度分	19	9	11	45.2
令和4年度分	11	0	11	0.0
令和3年度以前分	54	1	53	2.1
合 計	119	19	100	15.7
前回監査時の状況 (令和5年10月末)	135	97	38	71.9

(2) 都市計画課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

指摘事項は以下のとおり。

ア 指摘事項

住宅使用料に係る滞納繰越分の収納状況について、令和7年10月末現在の収入未済額は1,420万円余で、調定額に対する収納率は5.5%となっている。滞納繰越分の収入未済額の縮減に努めること。

住宅使用料（滞納繰越分）の収納状況

（令和7年10月末現在）

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和6年度分	2,891	200	2,691	6.9
令和5年度分	2,683	371	2,312	13.8
令和4年度分	362	52	311	14.3
令和3年度以前分	9,099	206	8,893	2.3
合 計	15,035	828	14,206	5.5
前回監査時の状況 (令和5年10月末)	13,251	1,966	11,285	14.8

(3) 上下水道総務課，上下水道工務課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

滞納繰越分の収納状況は以下のとおりである。

水道料金（滞納繰越分）の収納状況

（令和7年10月末現在）

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和6年度分	354,925	353,603	1,322	99.6
令和5年度分	359	△ 5	364	△ 1.3
令和4年度分	253	17	236	6.8
令和3年度以前分	791	17	775	2.1
合 計	356,328	353,632	2,696	99.2
前回監査時の状況 (令和5年10月末)	351,671	349,912	1,759	99.5

※ 令和5年度分の収入済額がマイナスであるのは、未還付分である。

下水道使用料（滞納繰越分）の収納状況

（令和7年10月末現在）

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和6年度分	142,353	141,832	520	99.6
令和5年度分	198	35	163	17.8
令和4年度分	133	1	131	1.0
令和3年度以前分	166	0	166	0.0
合 計	142,849	141,869	980	99.3
前回監査時の状況 (令和5年10月末)	147,478	144,852	2,625	98.2

受益者負担金〔公共下水道(笠岡処理区)〕（滞納繰越分）の収納状況

（令和7年10月末現在）

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和6年度分	51	51	0	100.0
令和5年度分	7	0	7	0.0
令和4年度分	0	0	0	—
令和3年度以前分	3	0	3	0.0
合 計	61	51	10	83.6
前回監査時の状況 (令和5年10月末)	16,387	4,139	12,248	25.3

## 5 産業部

### (1) かさおか新しいしごとづくりセンター

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## **(2) 農政水産課**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## **(3) 商工観光課**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## **(4) ふるさと寄附課**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## **6 公平委員会**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## **7 固定資産評価審査委員会**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## **8 農業委員会**

### **農業委員会事務局**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## 9 総括表

監査の対象 チェック項目	危機管理課	企画政策課	秘書課	まちづくり課	市民活動支援センター	消費生活センター	デジタル推進課	総務課	公平委員会	固定資産評価審査委員会	人事課	財政課	税務課	公有財産管理課	建設管理課	建設事業課	都市計画課	上下水道総務課	上下水道工務課	かさおか新しいしごとづくりセンター	農政水産課	農業委員会事務局	商工観光課	ふるさと寄附課
滞納繰越金の 収納状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	×	×	-	×	△	△	-	-	-	△	-
備品管理関係	△	△	-	△	-	△	△	○	-	-	-	-	-	○	△	-	-	○	○	-	○	-	△	○
準公金の管理	-	△	△	△	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	△	-	-	-	-	-	△	-	△	-
現金(釣銭)等 の管理状況	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-
前渡資金の 管理及び精算	△	-	-	△	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	△	-	-	-	-	-	-	-
その他	△	△	○	△	△	○	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	-	△	△

- : 適正に行われていたもの
- ×
- : 指摘事項
- △ : 指示事項・注意事項・要望意見
- : 該当がないもの

# 財政援助団体等監査

## 第1 監査の対象

- 1 補助金の名称 笠岡防犯連合会防犯対策活動補助金
- 2 団体名 笠岡防犯連合会 会長 栗尾 典子
- 3 担当部署 政策部 まちづくり課

## 第2 監査実施の日

令和8年2月20日

## 第3 監査の範囲及び方法

本市が令和6年度及び令和7年度において財政的援助を行った各種団体の中から抽出し、補助金等に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、監査資料、関係書類等の提出を求め、書類の審査、計数確認のほか、関係職員から説明を聴取して実施した。

## 第4 監査の結果

補助金の交付事務については、おおむね適正に行われているものと認められた。今後は、検討事項に留意し必要な措置を講ずるなど事務処理に万全を期されたい。

なお、軽微な指示事項については、所管課にはその都度注意し、改善するよう指導しており、本報告書の記載から省略している。また、所管課には改めて文書で通知することとしている。

監査の結果は、次のとおりである。

### 1 笠岡防犯連合会防犯対策活動補助金

#### (1) 補助金交付の目的

笠岡防犯連合会の活動を公益上必要があると認め、笠岡警察署管内の地区単位防犯団体並びに職域防犯団体の連絡調整・防犯活動の総合的強化推進を図り、健全明朗な社会秩序を確立することを目的として交付。

#### (2) 対象財政援助団体の概要

笠岡防犯連合会（以下「会」という。）は、笠岡警察署管内の地区単位防犯団体（12団体）並びに職域防犯団（8団体）で組織している。令和6年度における役員及び職員は、会長1名、副会長2名、監事2名、顧問3名、事務局長1名及び事務局員で、会長は笠岡市長をもってあてるとしている。事務局は笠岡警察署生活安全課におき、事務局長は笠岡警察署生活安全課長、事務局員は同課職員としている。

会は、「笠岡警察署管内の防犯団体の連絡調整、並びに防犯活動の総合的強化推進を図り、もって健全明朗な社会秩序を確立することを目的」とし、これを達成するために行う事業として、「①防犯思想の普及宣伝、②防犯団体の連絡調整、③防犯活動の推進方策の研究、④少年の非行防止活動、⑤各種犯罪の予防、⑥防犯団体及び防犯功労者の表彰、⑦その他この会の目的達成に必要なこと」としている。

(3) 交付の対象となる事務又は事業の内容  
補助金の交付対象は会の行う事業である。

(4) 補助金の算定方法

当該補助金は、被補助団体の事業に公益上必要があるとして予算措置によって行われている。交付に関する特別の定め（交付要綱等）による補助金の算定方法は定めていないため、事務手続きは、笠岡市補助金等交付規則に依る。

(5) 補助金の交付状況

令和6年度における当該補助金に係る事務手続きは以下のとおりである。

交付申請	令和6年4月1日	交付申請額	1,896,000円
交付決定	令和6年4月1日	交付決定額	1,896,000円
補助金請求	令和6年4月9日	請求額	1,896,000円
補助金支出	令和6年4月18日	支出額	1,896,000円（前金払）
実績報告	令和7年3月24日	実績報告額	1,896,000円
額の確定	令和7年3月31日	確定額	1,896,000円

(6) 収支状況

令和6年度の収支状況は、次のとおりである。

令和6年度 収支の状況（決算書）

収 入

（単位：円）

項 目	決算額	適 要
繰越金	305,630	前年度繰越金
補助金	1,896,000	笠岡市補助金
雑収入	465	預金利息
合 計	2,202,095	

支 出

（単位：円）

項 目	決算額	適 要
総会費	6,400	総会菓子
推進会議費	58,597	総会お茶代，市民会館利用料(52,285)
消耗品費	99,539	用紙，トナーカートリッジ，OAラベル，封筒
通信費	4,242	切手，郵送代
表彰費	26,310	防犯功労者表彰等感謝状額(10,142)，手提袋(2,803)
啓発宣伝費	310,980	広報啓発資料作成，新聞広告，啓発品，懸華墓代，CM制作・放送料
防犯活動費	263,421	防犯手帳，啓発品，防犯ボール，かさおか安全・安心まちづくり推進大会出演料(100,000)，飲料(広報活動)
健全育成費	50,820	防犯教室用啓発品

給 与	1,026,000	職員給与, 賞与 (笠岡防犯連合会事務専従職員1名)
共 済 費	94,098	職員福利厚生(31,000), 労働保険(3,098), 退職積立金(60,000)
共 益 費	15,813	笠岡警察署庁舎管理経費分担金
分 担 金	38,000	県防犯協会分担金
予 備 費	14,638	会議出席旅費(5,420), 感謝状額(9,218)
合 計	2,008,858	

(令和6年度笠岡防犯連合会決算書等による)

収入合計から支出合計を差引いた額 193,237 円は次年度繰越金としている。  
収入合計額 2,202,095 円及び支出合計 2,008,858 円における市補助金 1,896,000 円の割合はそれぞれ 86.1%及び 94.4%である。

会の構成団体は地区単位防犯団体 12 団体並びに職域防犯団 8 団体のうち、会の活動資金を負担している団体は笠岡市のみである

#### (7) 検討事項

- ア 会の主な収入は市補助金である。前年度からの繰越金の原資は補助金であり支出に対する実質的な補助率は 100%である。本事業には補助対象経費及び補助率に関する特別の規定がない。補助事業においては、補助対象経費及び補助率を明文化することが望ましい。事業によってはこれが難しいのであれば、補助対象経費の算定に際しては交付申請における収支予算書の項目において摘要欄の記載内容について補助対象の適否を審査により決定し、また、実績報告書に添付された決算書の適用欄の記載内容について慎重に審査し補助金額を確定されたい。
- イ 補助金所管課においては、本事業の支出における総会菓子代（総会費）、職員福利厚生のうちレクリエーション代（共済費）については補助対象の適否をあらためて検討されたい。また、啓発品（防犯活動費）については、会の目的達成のために有効に配布されていることを確認されたい。
- ウ 会の主な収入は補助金のみであることから、額の確定に際しては、収支差引き額を不用額として、市へ返金することの適否を検討されたい。
- エ 当該補助金については、事業内容及び事業実施による成果を市決算説明書への記載を検討されたい。

## 2 まとめ

笠岡防犯連合会防犯対策活動補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていた。

引き続き、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。



( 参 考 )

## 監査における指摘と公表の基準

●：するもの、○：できるもの

区 分	内 容	講評 通知	公 表	
			結果 報告	措置 状況
指摘事項	1 法令，規程，要領及び通知等に抵触する事項 2 故意又は重大な過失によるもの 3 収入及び支出で，著しく不経済な行為又は相当額の損害が生じているもの (1) 滞納繰越金の収入未済額が 10 万円を超え，かつ， 調定額に対する収納率が 20%以下のもの (2) 支払の遅延により支払利息等の損害が発生しているもの (3) その他 4 その他著しく不適切又は妥当性を欠くもの 5 前回の監査で注意した事項で改善の努力がなされていないもの	●	● 具体的	●
検討事項	1 事務の処理方法の統一など，各部局間の調整等を要するもの 2 制度上の不備等で検討を要するもの	●	●	●
指示事項	事務処理における明らかな誤り（指摘事項よりは軽易なもの）であって，容易に修正・変更が可能なもの	●	○ 概要	
注意事項	1 事務処理上の記載誤り，記載もれなど軽易な誤りのもの 2 その他事務処理に当たり留意すべきもの	●	○ 概要	
要望意見	業務運営に当たっての留意や努力を求めるもの	●	○ 概要	

※平成 23 年度制定，平成 23 年度定期監査(後期)から適用

※平成 26 年度一部改正，平成 26 年度定期監査(前期)から適用

※令和 3 年度一部改正，令和 3 年度定期監査(後期)から適用

